「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

原告番号1(こうすけ)、原告番号2(まさひろ)

被 告 国

# 原告ら第7準備書面

2021 (令和3) 年3月31日

福岡地方裁判所 第6民事部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 安孫子健輔 石 井 謙 一 石 田 光 史 井 上 敦 史 入野田智也 岩橋愛佳 緒 方 枝 里 太田千遥 久 保 井 摂 富永悠太 後藤富和 鈴木朋絵 徳 原 聖 雨 武寛 兼 西亜沙美 塙 愛 恵 森 あ い 原田恵美子 渡 邉 陽 吉野大輔 永里佐和子 仲 地 彩 子 藤井祥子 藤木美才

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

は	じめ	ろに	4
第	1	府中青年の家事件―同性愛者のうちにこそある強固な同性愛嫌悪	5
	1	事案の概要	5
	2	当事者達のアイデンティティの揺らぎ	6
	3	内在化されていた強固なホモフォビア(同性愛嫌悪)	7
	4	同性愛者等を攻撃する社会	8
第	2	同性愛者等に対する差別	8
	1	セクシュアル・マイノリティの生きづらさ	8
	2	社会における存在自体の否定	10
	3	安心できる場所がない孤立	12
	4	社会的な存在と認識されないことによる社会からの排斥	12
第	3	同性愛者等の経験している困難の実態	14
	1	子どものころに感じた不安や戸惑い	14
	2	好きな人と「家族」になれない苦しみ	17
	3	社会からの疎外とホモフォビアの内在化	20
	4	クローゼットを強いられる苦しみ	25
	5	内在化させられたホモフォビアによる健康被害	27
	6	家族にさえもクローゼットにせざるをえない苦しさ	28
	7	打ち明けた家族からの拒絶	30
	8	同性カップルに注がれる社会の侮蔑的対応や嫌悪の感情	33
	9	理解の少ない地域ゆえの悩み	34
	1 0	) 同性愛者等が抱える困難の本質とは	35
第	4	同性愛者等に対する社会的差別	35
	1	同性愛者等が蒙っている不利益の原因	35
	2	社会的差別とは	36
	(1)	) はじめに	36

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

	(2)	被差別当事者とそうでない人との「非対称性」	37
	(3)	同性愛者等が「社会的マイノリティとしてのカテゴリー」であること	37
	3	日本における同性愛者等の存在	38
	4	日本における同性愛者等に対する社会的認識の特徴	38
第	5	偏見・差別の除去には制度変革が必要不可欠であること	41
	1	異質なものに対する寛容性	41
	2	調査結果にみるセクシュアル・マイノリティに対する寛容性の程度	41
	3	寛容性の低い社会において毀損されるセクシュアル・マイノリティの尊厳	44
	4	パートナーシップ制度などによる寛容性の高まり	45
	5	同性婚の法制度化が必要不可欠であること	46

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

はじめに

本書面は、同性愛者などのセクシュアル・マイノリティがこの社会において如何なる状況に置かれているか、すなわち、同性婚を認めない本件規定の存在自体が、同性愛者等(同性愛者及び両性愛者)が異常であり、異性愛者に比べて劣った存在であるという社会的差別を、作出・助長させる要因となっており、それにより同性愛者らの尊厳が著しく傷つけられ続けている現状について、原告らの主張を補足するものである。

原告らがこれまで訴状等で指摘してきたように、同性愛者などのセクシュアル・マイノリティをめぐる社会の情勢は大きく変わりつつあり、社会内に少なからぬ数のセクシュアル・マイノリティが存在することが、多くの人に認知され、受け入れられるようになってきている。しかしながら、その一方で、セクシュアル・マイノリティに対する根深い偏見が存在することも、確かな事実である。

多数者(マジョリティ)の側にある者からみると、セクシュアル・マイノリティにもそうでない者にも、社会は公平に開かれているように見える。しかし、マジョリティの無意識の振る舞いは、しばしばマイノリティを排除する差別的な徴表として、マイノリティを攻撃する。

本書面第3において詳述するが、たとえば、日常的に会話の中で語られる恋愛や 結婚は、異性愛者であり、生まれた時に割り当てられた性別と性自認が一致してい ることを当然の前提としているため、そこで語られる言葉は、話者が特にそれと意 識せずとも、同性愛者等を萎縮させるものとなっている。

以下においては、まず、同性愛者に対する差別の問題が法廷で初めて正面から争われた府中青年の家事件を概観することによって、同性愛者等(同性愛者及び両性愛者)に強固に内面化された同性愛嫌悪の実態を確認し、同性愛者等が社会内において蒙っている不利益とは何かを概括的に述べた上で、当事者の具体的な語りを通じて被害実態を明らかにする。

そして、その被害はまさに同性愛者等に対する「社会的差別」によるものである

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

こと、それを解消するためには、同性愛者等とそうでない者との「非対称性」をなくすための制度変革が必要不可欠であること、具体的には同性婚の実現なくしてはこの差別は解消されないことについて論じる。

# 第1 府中青年の家事件―同性愛者のうちにこそある強固な同性愛嫌悪

#### 1 事案の概要

これは、30年前の事件であるが、今に通底する社会的偏見・差別をよく示している。同事件の成り立ちと、訴訟提起に至る経過、特にその経過における当事者達に生じた感情、意識の変化は、現在においても、生き生きと同性愛者等のおかれた状況を明らかにするものである。

1990年(平成2年)2月、動くゲイとレズビアンの会(通称アカー、OCCUR¹)は、東京都の管理運営していた宿泊施設「府中青年の家」で勉強会合宿を行った。同じ日に利用したキリスト教の団体等の他団体との交流を図る目的で開催されたリーダー会で互いの活動を紹介した後、他団体のメンバーがアカーのメンバーらに対し、入浴中の共同浴場をわざわざ覗きに来る、すれ違いざまに「こいつらホモ」といった言葉を投げつけるなどの嫌がらせを行うようになった。

メンバー(以下アカーのメンバーを単に「メンバー」という。)らはその対処法について深夜まで話し合い、翌朝、施設職員に、話し合いを持つための臨時リーダー会の開催を要請した。紆余曲折を経て最終的には臨時リーダー会自体は開かれたものの、嫌がらせを受けたメンバーが経過を報告した後、キリスト教団体のリーダーが聖書の一節を読み上げ、「同性愛者は誤った道を歩んでいる人々だ」と発言した。メンバーはこれに反論しようとした。ところが、立ち会った職

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 1986年3月、同性愛者にとって極めて深刻な健康問題となりつつあったエイズについて、同性愛者の支援をする目的で設立され、当初より同性愛者の問題を人権課題として取り組んできた団体。1999年にNPO法人となり、現在に至る。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

員がこれを制止し、発言を許されなかったため、メンバーらは席を立ち、話し合いは中断された。

合宿から1週間後、アカーは、事件当日不在であった施設長との交渉を求めた。 これに対し、施設長は、今回のことは差別事件とは考えていない、教育機関の末 端機関の長であり、他の青少年の健全育成にとって正しいとはいえない影響を 与えることを是としない立場にあるものとして、次回の利用についてはお断り したいと考えている、と回答した。

アカーは、施設長による利用拒否回答に対し、東京都教育委員会に審議を求める請願書を提出した。しかし、都教育委員会は、同年4月、「秩序を乱すおそれがある」、「管理上支障がある」として、同性愛者団体の利用を不承認とする決定を行った。

そこで、アカーとその代表者らは、1991年(平成3年)2月、東京都に対し損害賠償を求める訴訟を提起した。

地裁判決、高裁判決とも都の責任を認め、高裁判決(甲A9号証)は確定した (以上、甲A182号証・風間ら『ゲイ・スタディーズ』172頁以下)。

## 2 当事者達のアイデンティティの揺らぎ

この事件では、入浴を覗かれたメンバーは、直ちにはそのことを報告しなかった。いじめられ、嘲笑されることが日常だったメンバーにとっては、そのような経験は、取り立てて人に話すようなことでも憤激するようなことでもなくなってしまっていたからである(同173頁)。

また、嫌がらせを受けてどう対処するか話し合った際、「怒り」を示した者は 圧倒的に少数で、「怒る」という選択肢があること自体に衝撃を受けた者さえい た(同174頁)。

また、メンバーらは、提訴するにあたって必要な、自分たちの差別による被害 を語る言葉、具体的には、「利用拒絶という差別と、自分たちが経験してきた抑

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

圧とを結び付ける言葉、すなわち同性愛者が置かれている社会状況と自らの経験や感情とをともに語り得る言葉を持っていな」いという現実に直面させられることになった(同187頁)。

これ以降、メンバーは、互いに「ライフヒストリー」を語ることに意識的に取り組む。その中で、たとえば自分の性的指向に気づくことの困難さ、同性に惹かれることに気づいたあとの孤立感と疎外感、同性愛を嘲笑し嫌悪する周囲のまなざし、異性愛を前提とする思考様式など、共通の経験を見いだしていった(同188頁)。

しかしながら、それまで語る相手を見いだすことができず、心の奥深くに押し 込めてきたメンバーらにとって、語ること自体への恐れと抜き差しならぬ抵抗 感には根強いものがあった(同188頁)。

メンバーらが、このような恐れや抵抗感を克服して、語り出すためには、耳を傾けてくれる他の同性愛者との信頼関係の構築が必要であった。実際に、メンバーが、それまで抑圧してきた感情を語り出すまでには、数ヶ月の取り組みを必要とした(同190~195頁)。

#### 3 内在化されていた強固なホモフォビア(同性愛嫌悪)

メンバーらは、ライフヒストリーを互いに語る中で、語ることへの恐れや抵抗 感は、他者によって与えられてきたホモフォビア(同性愛嫌悪)であり、自らの 内面深くにそのホモフォビアが強固に棲みついていることに気づかされ、その 問題に正面から向き合うこととなった(同186頁)。

メンバーらにとって、同性愛者であることによって嘲笑、嫌悪された経験は、 差別という「外部責任」としては意識されにくい。むしろ、自己のいたらなさや 同性愛者であるがゆえの宿命といった「内部責任」的なものとして意識されがち である。そのため、それは自らの「恥」として同性愛者の内面深くに取り込まれ てしまい、強固なホモフォビアとして内在化されることとなる(同190頁)。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

今も多くの同性愛者等が、この内在化されたホモフォビアを抱え込んでいる。 多数の同性愛者などのセクシュアル・マイノリティが、同じ社会内で、あるいは 会社、学校、町内において生活しているにもかかわらず、その多くが可視化され ず、あたかもなきものであるかのようにされがちであるのは、自身が身をひそ め、その特性が露見しないように注意深く振る舞っているからである。

それゆえに圧倒的多数の者は、クローゼット(自身がセクシュアル・マイノリティであることを隠して生活していること)とならざるを得ず、権利主張を妨げられている。

# 4 同性愛者等を攻撃する社会

かかる内在化されたホモフォビアを構築したのは、同性愛者等にとって「他者」である社会であり、同性婚を認めないことなどの法制度や施策は、彼らを不可視化し、権利行使を妨げる状況を作出・助長してきたものである。

次節では、この国において社会がいかに同性愛者等を異質な者として社会的 活動から排除し、不可視化し、その存在を否定してきたか、そのことがいかに本 人達の尊厳を毀損してきたかについて検討する。

## 第2 同性愛者等に対する差別

1 セクシュアル・マイノリティの生きづらさ

日本においても、同性愛者などの多くのセクシュアル・マイノリティが社会内に存在し、生活している。それは都市圏に限られてはおらず、あらゆる地域にセクシュアル・マイノリティは存在している。

2016年3月に公表された「ゲイ・バイセクシュアル男性の健康レポート2015」(甲A183号証)は、2014年に男性と性経験のある男性を対象としてインターネットを介して行われた調査(回答総数21,888件、有効回答数20,821件)結果を報告するものである。それによると、学校で同性愛について「一切習っていない」が全体の61.4%、「異常なもの」が5.7%、

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

「否定的情報」が20.0%であった。10代では、否定的な情報提供をされた 者は21.8%にのぼっていた(同6頁)。

うち、「学校で仲間はずれにされていると感じたことがある」者は全体の42.7%、「教室で居心地の悪さを感じた」は57.0%、「ホモ・おかま」という言葉による暴力被害は54.5%、「言葉以外のいじめ被害」は45.1%だった。これまでの性被害経験割合は21.4%だった(同8頁)。

心の健康状態評価では、年齢が若いほど抑うつ度合いは高く、自尊感情は低いことが示された。これまでに自殺を考えたこと・自殺未遂については、全体で65.9%の者があると回答し、10代では64.7%、20代では68.1%、30代では66.1%、40代で62.6%があると答えた(同10頁)。

自殺未遂については、全体で14.0%、10代が最も多く、16.2%に達した(同10頁)。

この調査は、2012年(平成24年)8月28日に閣議決定された「自殺総合対策大綱」(甲A184号証)が、第3の2(4)「自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及」(同15頁)という項目の中で、「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取組を推進する」と言及した2年後に実施されたものである。しかし、同じ研究者によって1999年に行われた調査(有効回答数1.025人)、2005年に行われた調査(有効回答数5,731人)と、自殺念慮、自殺未遂割合には変化はなかった(同9頁)。

1999年の調査データについては、自殺未遂に関連する要因を多変量解析で詳細に分析しており、その結果、自殺未遂に有意に関連する要因として、精神的ストレスが強いと2.1倍、「ホモ・おかま」言葉によるいじめ経験があると1.6倍、6人以上に性的指向をカミングアウトしていれば3.2倍の関連性が認められるなどとの評価が明らかになった(同9頁)。

2014年調査では、HIV抗体検査の受検のときに経験したことについて

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

自由記述を集めているが、そこには医師、看護師、保健師といった医療従事者や受付係から受けた、「いかがわしい行為をしてからどの位たってる?」「ボーナス出た時期だから風俗でも行ってうつされたんでしょ?」などの信じがたい差別的言辞が記録されている(甲A183・14~15頁)。

前述の「自殺総合対策大綱」は、2017年(平成29年)7月25日に閣議 決定された新大綱にも引き継がれているのであるが、その目指した成果を得て いるとは到底言いがたい。

実際、後述第3の5においても複数の者が自身の自殺企図経験や知人である セクシュアル・マイノリティを自殺により失った経験を語っている。

このように、日本社会で生活しているセクシュアル・マイノリティは、今もなお、本質的に、生きづらく、声を上げにくい状況におかれているのである。

# 2 社会における存在自体の否定

日本には、ソドミー法(同性間の性行為等を処罰する法律)のようなあからさまな法的規制はなく、多くの同性愛者等はクローゼットでいるため、性的指向を原因とする社会的差別の問題は一般にはあまり知られていない状況にあると言ってよい。他方において、同性愛者等が「存在自体を社会から否定されること」が日本におけるホモフォビアの特徴であり、何よりも同性愛者等自身がそのホモフォビアを強固に内在化せざるを得なくなっていることが問題だといえる。

実際、日本では、異性間での恋愛が唯一の自然で正しい性のあり方であるという異性愛主義が有力であり、国の施策は立ち後れている。2017年(平成29年)の小中学校の学習指導要領改訂にあたり、文部科学省は、案の段階で審議のまとめに対するパブリックコメントを募集し、2974件のコメントが寄せられた。うち368件(約12パーセント)が、LGBTなどの多様な性を教えるべきだというものであった(甲185号証・平成29年4月4日、西村智奈美議員(民進党(当時))の衆議院に提出した質問主意書)。ところが、文部科学省は、

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

これらのパブリックコメントに対し、「体育科・保健体育科で、…いわゆる『性的マイノリティ』について指導内容として扱うことは、個々の児童生徒の発達の段階に応じた指導、保護者や国民の理解、教員の適切な指導の確保などを考慮すると難しいと考えています」と回答し(甲186号証・同月14日付内閣総理大臣答弁書)、改訂案に反映させることはなかった。その結果、平成29年3月告示の学習指導要領でも、小学3、4年生の体育教科について、体の発育・発達についての理解のために求められる指導として、「思春期になると…異性への関心が芽生える」、中学校の保健体育について、「身体の機能の成熟とともに、性衝動が生じたり、異性への関心が高まったりする」という従前の記載がそのまま維持されるところとなった(甲187号証・小学校学習指導要領抜粋〔148頁〕、甲188号証・中学校学習指導要領抜粋〔129頁〕)。

このような、恋愛対象は異性のみであることを当然の前提として義務教育における指導がなされる社会においては、個人の成長過程において、異性愛者以外の在り方が示される機会はほとんどない。したがって、思春期を迎えると、誰もが必ず「異性愛規範」に直面することとなる。学校でも職場においても、しばしば話題にのぼる恋愛や結婚は、常に、相手が異性であることが当然の前提となる。

これは、性自認においても同様である。生まれた時に割り当てられた性別と性 自認が異なることがあることについても、当然ながら小中学校の学習指導要領 には全く触れられておらず、一致することが当然の前提とされている。

そのような社会においては、同性愛者や両性愛者、トランスジェンダーなどの セクシュアル・マイノリティは、あたかも存在しないかのように扱われてきた。 社会の「常識」こそが、セクシュアル・マイノリティを「不可視化」してきたの である(日本人の意識調査については第5の2を参照)。

その結果、セクシュアル・マイノリティは極めて「異質な存在」とされ、その 特性が明らかになれば常に好奇の目に晒される危険がある状況に置かれている。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

テレビなどのメディアも、長らく嘲笑の対象として侮蔑的な表現を用いてきた。 そのような振る舞いが、いっそう、セクシュアル・マイノリティに対する偏見を 増大させたということができる。

このように、セクシュアル・マイノリティは「社会から存在を否定される」、「いないものとして扱われる」ために、孤立することを強いられ、社会から排斥されるなどの不利益を受けている。これは、後に述べるとおり、明らかな「社会的差別」である。

# 3 安心できる場所がない孤立

ホモフォビアを強固に内在化させた同性愛者等は、しばしば安心できる避難 場所を持たない。家族にさえ打ち明けられず、したがって家庭の中にも安全な場 所がないことも多い。

この点が、同じく社会的差別が問題となる被差別部落問題や在日コリアン問題などと異なる特徴である。これらのグループにおいては、通常は家族やコミュニティでも差別の問題を共有しているので、相互にケアしたり相談したり励まし合ったりすることが可能である。

他方、同性愛者等は、互いにクローゼットであることが多いため、性的指向を同じくする他の者と知り合う機会も限られている。そのため、多くの者が孤立し、自身の特性を隠し通すため、「ふつう」を装い、嘘に嘘を重ねる生活を強いられることとなっている。

クローゼットであることが、同性愛者等の困難をさらに深刻なものとしている実態については、本書面第3の4に詳述する。

## 4 社会的な存在と認識されないことによる社会からの排斥

先に引用した府中青年の家事件において、施設長らは、「男女別室宿泊の原則」 を、次回からの施設利用を拒否する理由として掲げている。これは、「互いに異 性愛者である男女を同室にすれば、性的行為が行われる可能性がある」として、

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

異性愛者に関する社会的な慣習として長年採用されてきたものであった。

施設長らは、同性愛者についても、異性愛者と同じく、この原則をあてはめたに過ぎないと主張した(甲A182号証・『ゲイ・スタディーズ』112~113頁)。

確かに、一見すると、異性愛者と同性愛者に等しく同原則を適用したかのように思われる。しかし、施設長らは、異性愛者の場合には、必要に応じて例外を認めていたのに対し、同性愛者については一切例外を認めない姿勢を鮮明にしていた。

ここにも、端的に、同性愛者に対する誤った認識、蔑視が存在している。かかる都の扱いの背景には、異性愛者どうしの男女であれば、同室を利用する必要があれば、規則を遵守してパブリックな場では性的行為を行わないことを信頼しうるが、同性愛者が複数同室にいれば、必ず性的行為が行われるに違いないという、あからさまな偏見の存在を指摘することができる。

すなわち、異性愛者においては、性的な部分(セクシュアリティ)はプライベートなこととして、パブリックな活動とは切り離して語られるのに対し、同性愛者は、「同性との間で性的行為を持つ者」(訴訟における東京都の主張)と定義され、もっぱら性的存在としてのみ語られ、そのパブリックな活動はないもののようにされてしまうのである(以上、同114~120頁)。

このような社会の認識もまた、同性愛者に内在化され、性的行為と切り離した同性愛者等どうしのパブリックなコミュニティやピアグループを成立しにくくさせている。そのため、多くの同性愛者は自分と同じ性的指向の者と出会うことが難しく、それがさらにクローゼットにつながっていく。他のセクシュアル・マイノリティにおいても同様である。

ゲイである伊藤悟は、パートナーと共に2005年からゲイ及びバイセクシュアルを自認する男性向けに、生き方や友だちづくりをサポートする活動を手探りで始めた。当時は、ゲイ・バイセクシュアルを自認する者が「安心して気兼

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

ねなく、日常のしんどさや自分のセクシュアリティやこれまでの体験を話せる場所はまだまだ少なかった」(甲A189号証・「LGBTのひろばーゲイの出会い編」75頁)。それまでに同じようなセクシュアリティの人と会った経験が少ないか、またはない者にとって、初めてイベントに参加するのはとてもハードルが高い。いったん参加してしまえば、ひとりではないのだと思い、気持ちが和らぐが、イベントに参加することは自分がゲイ等であることを受け入れるという重さも伴うので、社会の偏見にさらされてきた者にとっては悪い想像ばかりが浮かんでしまう(同76頁)。こうしたピアグループの活動の必要性や、その実践における難しさも、社会においてパブリックな存在であることを否定されている同性愛者等の実態を浮かび上がらせるものである。

このような偏見もまた、同性愛者等の尊厳を大きく損なうものである。

# 第3 同性愛者等の経験している困難の実態

上記のように、セクシュアル・マイノリティを社会制度から排除し、存在しないもの・異質なものとして扱う社会の中で、同性愛者等はどのように生きてきたのだろうか。

以下では、日本弁護士連合会に対する人権救済申立における申立人らの陳述書に現れた同性愛者等の声を紹介している甲A15号証『同性婚―誰もが自由に結婚する権利』(明石書店、2016年)や、当事者による寄稿等をまとめた『LGBTのひろば』(日本評論社、2017年)(甲A190号証)、原告になってはいないものの、セクシュアル・マイノリティであることを明らかにしてさまざまな活動を行ってきた者たちの陳述書を引用して、人生のさまざまな場面において、彼らがどのような思いで過ごし、どんな問題を抱え、どのような不安を抱いているのかの一端を明らかにする。

1 子どものころに感じた不安や戸惑い

セクシュアル・マイノリティは、ある者は学校に上がる前の幼少期から、ある

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

者は思春期から、自分の性的指向や性自認について自覚しはじめ、それと同時に、自分を取り巻く日本の社会から、自分の性的指向・性自認が受け入れられていないことにも気づかされる(甲A15・24頁以下)。その多くは、子どもの頃から周囲との間に壁や溝を感じ、「自分は『普通』じゃない」、「本当のことを言ったら気持ち悪いと思われるのではないか」などと悩むが、自分の性的指向や性自認を周りの大人に伝えることができず、ひとりで悩みを抱え込み、孤独感を深めていく。

男性に興味を持てない自分を異常なものだと思い、それを言い出せない自分がいました。おかしいと思われるのが怖かったのです。

「男性に興味が持てない」と言い出すことが、差別される異常なことだと 子どもながらに思っていました。(甲A15号証25頁)

小さいころは同級生から「オカマだ、オカマだ」とからかわれたりすることもあり、つらい思いをした経験があります。

小学校 2 年生のときのことですが、学校の帰りの会で、担任の先生が私を教室の前に立たせて、クラスの児童たちに「〇〇君はオカマかい? 違うよね、普通の男の子だよね」という話をしたことがありました。(中略) そのとき以来、「自分をそのまま出すのはいけない」「自然体でいると、先生や他の人に迷惑がかかる」と考えるようになりました。そして私は、自分は男らしくしないといけないんだと強く感じるようになりました。(甲A 1 5 号証 2  $5\sim2$ 6頁)

小さいころから身内が疎ましくて疎ましくてしょうがなかった。その時期はほんまに。みんなといるけど。ずっとひとりだっていう気持ちだったから。 (甲A190号証6頁)

小学校のときに、おすぎとピーコがテレビに出ると、父親は嫌そうな顔を

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

してチャンネルを替えるんだ。あれを見た時に、絶対言えないなと思った。 (甲A190号証7頁)

その頃テレビで同性愛者は「気持ち悪い」「近づいたりしたら襲われる」 といったキャラクターで描かれていました。

常に女子二人で行動していた同級生の女の子たちは「あいつらレズやで」 といってひどいいじめにあっていました。

カミングアウトすれば絶対にいじめにあう、と思い誰にも相談できないままでした。(甲A196号証井上・瓜本陳述書・2頁)

図書館の片隅で、心理学の本の「同性愛」の項目に見つけた、「一過性」や「異常性愛」、「真性」と「仮性」といった言葉に動揺し、まるで自分がとんでもない犯罪者の烙印を押されたような気持ちになったことを覚えている。 (甲A191号証沢部陳述書・2頁)

なぜ自分が同性に惹かれるのか考えるようになりました。あるとき、「同性愛」という言葉を知り、辞書で「同性愛」を引いてみると、「異常性欲」「変態性欲」「性倒錯」という単語が並んでいました。私は、これらの単語を見て衝撃を受け、将来どのように生きていけばよいだろうと絶望的な気持ちになりました。そして、同性に惹かれることを決して人に知られてはならないと思いました。(甲A192号証伊藤陳述書・2頁)

親に自分の悩みについて相談することを考えたこともありました。しかし、 (引用者註:研究者である)母が持っていた本には、典型的な発達モデルに あたらない状態は「病気」や「逸脱」とされており、自分の状態を母に言っ たら病院に入れられると思っていました。母にもし自分の悩みを受け入れて もらえなかったと思うと、怖さを感じていました。それは、当時の私にとっ て非常に恐ろしいことでした。そして、15歳ごろから、私はだんだん学校

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

に行かなくなり、家に引きこもるようになりました。(甲A193号証原陳 述書・5頁)

この頃(中学校に入った頃)には、社会全体が「同性愛」について非常に否定的な態度を取っていることを痛いほど知るようになります。辞書を引いても「同性愛」は「異常性欲・変態性欲」だと書いてあるし、週刊誌などには「隠花植物群」とか「性犯罪者」といった扱いしかありません。どこを探しても肯定的な情報はないのです。ちょっと女性的な仕草でも見せようもなら、すぐに「お前、オカマか?」「ホモなのか?」という言葉が返ってきます。小学校の時のように、口外しなければよいというようなノンビリした問題ではなく、もし人に自分が同性愛者であることを知られたら社会で生きていけなくなるのではないかと、恐怖を感じるような問題になっていたのです。かと言ってこのことを誰かに相談することもできず、自分と同じような人間には会ったこともなく、この世には自分の他にはいないのかもしれないと孤独感を深めていました。(甲A194号証大塚陳述書・2頁)

## 2 好きな人と「家族」になれない苦しみ

同性愛者等は、家族や社会から「カップルとは異性愛カップルしかない」との「常識」を押し付けられ、幼い頃から「自分は将来家族を持つことができない」、「自分は『結婚』ができない」、「ひとりきりで死んでいくしかない」といった厳しい将来像を抱き、家族と暮らす未来に希望が持てないことに苦しめられる(甲A15号証27~28頁)。

宇佐美翔子は、自身の性的指向を明らかにし、セクシュアルマイノリティの市 民活動にも積極的に関わってきた。しかし、唯一の肉親である母親が危篤状態に 陥り心臓マッサージを受けた際、パートナーの同席を看護師から制止され、蘇生 措置の中止に関する決断を、独りきりで担わなければならなかった。母の葬儀で は、パートナーは自分の立場を明らかにして頑張ってくれたが、親戚からは怪訝

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

な視線を向けられた。

また、パートナーとの間にアメリカでマリッジライセンスを取得していたが、2018年春、ステージⅢ b の直腸がんであるとして余命宣告を受けたことから、弁護士立ち会いのもと、いざというとき看護と治療に関する判断をパートナーに任せるという、弁護士の署名つきの委任状を作成した。しかし、受診していた病院からは、かかる委任状があるからといって「連絡ができるかは保障できない」として、血縁者による対応を迫られた。そのため、治療に専念できず、やむなく病院を移らざるを得なかった。

宇佐美は、こうした経験から、住んでいる地域や病院によって、少しの匙加減で、自分たちの命、治療する権利、機会に差があるということを、身をもって感じた(甲A197号証・宇佐美陳述書)。

法的に「家族」になれないということは、数々の不利益、理不尽な対応を甘ん じて受けざるを得ない立場におかれてしまうことでもある。

私が女性を好きだと気づいた当時(80年代)、LGBTに関する情報はテレビしかなく、そこで登場するのは「オカマ」と呼ばれる女装した男性か、「オナベ」と呼ばれる男装した女性でした。私は5歳にして、自分は「間違って」女の体に生まれた「男」なのだと認識したのです。

これは、当時自分が目にする「パートナー」のモデルが男女のものしかなかったことが原因であると思っています。女性が好きなのだから男にならなくてはならないと思ったのです。そうでなければ辻褄が合わないと思ったのです。ですので、5歳ですでに結婚は無理なものと思っていました。自分はフツーには生きられないと思っていました。(甲A15号証28頁)

ゲイである自分のことは受け入れている。恋愛やセックスでの楽しい思いも知らないわけじゃない。でも、この先、自分はどうなるんだろう。「カレシ」と結婚できるわけでもない、子どもがいるわけでもない、老後は「ひとり」

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

のイメージしかない。介護とか孤独死といった言葉も脳裏をかすめ、冗談ではあれ「いい年が来たら死んでしまおう」……。(甲A190号証18頁)

私の両親は、私がいつ結婚をし、いつ子どもを産み、どのような家庭を築くのか、とても楽しみにしています。しかし、私は好きな人と結婚することができません。今の日本の法律では、同性婚が認められていないからです。同性婚が認められていない日本ですので、両親が私の結婚相手として想像する人は当然男性であり、男性と家庭を築くことになると信じて疑いません。両親に「彼氏はいないのか」と聞かれるたび、心が苦しくなります。そもそも、同性を好きになる人間がいること、同性と結婚をしたいと願う人がいること、同性と家庭を築きたいと思う人がいることを、今の日本の法律は認めていません。

パートナーを好きな気持ちは男性と女性のカップルと全く同じです。何の 違いもありません。しかし、今の日本社会は大好きな人と結婚をすることを 許してくれないのです。(甲A15号証197頁)

私が初めて交際をした女性は、インターネットで知り合った年上のレズビアンの女性でした。(中略)毎日電話やメールをし、映画を見たり、料理を作ったり、ディズニーランドへ行ったりと、たくさんのデートを重ね、私から「好き」という気持ちを彼女に伝えました。彼女はとても照れていましたが、「私も好きだよ」と言ってくれ、交際をスタートさせることができました。しばらくの間は、男女のカップルと同じようにデートをしており、とても幸せでしたが、その後わずか1年で振られてしまいました。彼女は、結婚に強い憧れを持っており、付き合っているときから、「女性どうしや男性どうしでどうして結婚ができないのだろう」「結婚ができないなら、別れた方がいいのかな……」と悩んでいたので、結婚ができず将来が見えない関係に満足できなかったのだと思います。彼女は、私と別れる際、「あなたと付き合ってい

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

「結婚なんて関心が無い」と考えるのは、「酸っぱいブドウの論理」というものではないか・・。結婚制度に関心がないというより、自分たちが最初から奪われ、手に入らない結婚制度は「酸っぱい」のだと、敢えて関心を持たないようにしてきたのかもしれない。そんな思いさえ浮かんでくるようになりました。僕たちは、僕たちの関係を結婚という制度で支える、そういうビジョンを持つ権利を最初から奪われてきました。だから、僕は、結婚というものは「酸っぱいブドウ」だと言い聞かせてきたのだと思います。(甲A194号証大塚陳述書・ $9\sim10$ 頁)

#### 3 社会からの疎外とホモフォビアの内在化

社会から自分の性的指向や性自認が受け入れられていないことに気がつくと、こんどは自分で自分を受け入れることができないと悩み、自分を守るために自分のセクシュアリティを隠し、自分自身で自分を否定し、劣等感を持たざるを得なくなる(甲A15号証30頁以下)。

自分が社会から受け入れられていない苦しみは、精神の健康を害し、幼くして 希死念慮に悩まされることも多く、実際に自殺・自殺未遂に及んだ者も少なくない。

私の10代、20代は、同性愛は正しくない、という見なされ方がほとんどだったので、同性愛の自己を受容し、肯定的にとらえ直して人生を始めるまでに多大なるエネルギーを割く必要がありました。私の場合は、10歳で

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

10代のころには、自分が間違った恋愛をしているのだと思って、「死んで世間に詫びるべきだ」などというよくわからない理屈で、どうにかして死のうと頑張っていたこともありました。(甲A15号証32頁)

19歳から21歳まで、3年間付き合った彼氏がいました。通常、恋人ができて、両親などに紹介した場合、多くの場合は喜んで応援してくれるものだと思いますが、逆に悲しまれてしまうのではないかと思ってしまい、精神的に不安定になり、精神科に通院した時期もありました。

30歳も目前に迫り、まわり(学生時代の友だち、職場の同僚等)は結婚 していくことも多いですが、素直に祝福できなかったり、そんな自分が嫌に なったり、また、どうせ自分にはできないのだと悲しくなってしまったり。 こういった感情を背負い続けて生きていくことは、とても悲しいです。(甲 A15号証33~34頁)

成長したら、自分も女子を好きになり、女性と性交を望むようになるのだろう、と思っていました。

しかし、高校生になっても一向にそのような傾向は現れず、私は、ますまず混乱していきました。まわりと比較してみて、自らの「特異性」を不安に思い、自分と同じように、同性を好きになる人は、テレビのなかでしか知らず、しかもその人たちは、普通に、「気持ち悪い」と言われたり、そのような

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

表情をされている場面が日常であったため、異性愛とは違うということを、 自ら、やはり「異常」なのではないか、と思い悩み、元気もなくなり、不安 におびえるようになりました。そして、あのテレビ番組でみる「ホモタレン ト」のように私も見られ、扱われるのではないかと常に緊張を強いられる生 活へとなっていったのです。

他のクラスメイトは、楽しく明るく学校生活を送っているように見えましたが、私はクラスメイトとも打ち融けず、かつ、勉強も手につかなくなるほどの不安と緊張を抱いている日々であったため、成績もみるみる悪くなっていきました。

そんな状態を見かねたのか、担任の先生が私に「大丈夫か? 心配事でもあるのか?」という内容の声かけをしてくれましたので、私は「男性が好きなようなんです」と言うと、その教師は「そんな気色悪いことは言うな、俺にはそんな趣味はない」と言ってきました。(甲A15号証34~35頁)

実際に、私の友人は、自分のセクシュアリティを親や学校に理解してもらえず、3年前に自殺しました。同じような理由で自殺する人はたくさんいると思いますが、家族やパートナーが自殺を発見しても、警察に対して本当の理由を語ることができないのが現状だと思います。また、そもそも、亡くなった方の親は同性愛者であることを知らないケースも多いと思います。

このように、私たち同性愛者は死んでもなお「いないこと」にされているのです。当事者も、その周囲の人も、だれにも相談できない、このような見えない社会の雰囲気が無言の圧力となって、当事者たちを追い詰めているのだと思います。(甲A 1 5 号証 3 5 頁)

私は子どものころから女の子が好きでした。

そのことを自覚したと同時に、私の中にある「常識」は私を殺そうとしました。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

初めて自殺未遂をしました。私は9歳でした。

(中略)

私を一番最初に差別したのは他のだれでもない私自身でした。

家族が同性愛者を変だと認識していなかったら、近所の人が同性愛者をおかしいと認識していなかったら、友だちが同性愛者を普通じゃないと認識していなかったら、テレビやメディアが同性愛者を変人扱いしていなかったら、学校でいろんな愛の形があることを教えてくれていたら、子どもたちの中に芽生えた常識も違っていると思います。(甲A15号証36頁)

35年間自分のセクシュアリティについて毎日悩んで生きてきました。自 殺を考えたことも一度ではありません。(中略) 私のように子ども時代に進む べきモデルがない世の中で子ども時代を過ごすと、希望がなく、自己肯定感 は育たず、精神的に本当につらい青春時代を過ごします。(甲A15号証37 頁)

同性である女性しか恋愛対象に思えない私は異常で欠陥品なんじゃないかと自己嫌悪で悩んでいた時期がありました。大人になったらまわりがどんどん結婚していって、周囲からの圧力もさらに増すだろうから、男の人をだまして好きでもない人と結婚するか、それが無理だったら死ぬしかないなあ、なんて本気で考えていました。(甲A15号証37~38頁)

念願だったとも言える女の子とのお付き合いですが、「これで完全に人には言えないことになってしまった。特に親におかしいと思われるのは絶対に嫌だから言えない」と思いました。

自分自身に女性同士の恋愛は普通ではないという意識が強くありました。 ネット上のコミュニティで出会った人から聞くまで同性同士の恋愛の話 を聞いたことがなかったこと、幼少のころからテレビ等から入ってくるネガ

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

ティブな情報などによって、知らず知らずのうちに同性愛は普通ではないから隠しておかなければいけないことだという認識が形成されていってしまっていたのです。(甲A196号証井上・瓜本陳述書・8頁)

最近では、正面からセクシュアル・マイノリティの人々を否定するような 言動が、公の場でされることは以前と比べて減っていると思います。しかし、 今でも「マイクロアグレッション」と呼ばれる、セクシュアリティについて の差別意識を含んだ細かな攻撃的言動が多く見られます。

(中略)

パートナーのことを「お友達」と言い換えられること。葬儀の場で、遺族 としてお悔やみの言葉を言われないこと。

こういった、悪意はないとしてもセクシュアル・マイノリティを排除するような言動が社会のあらゆる場面で積み重なることで、真綿で首を絞められるように、社会はセクシュアル・マイノリティを承認していないというメッセージとして重くのしかかることになるのです。(甲A193号証原陳述書・19頁)

そう気がつくと、本当は自分がどれだけ「社会の同性愛への偏見や攻撃」に傷ついてきたのかが見えてきます。それはこういうことです。異性カップルであれ、同性カップルであれ、愛し合う二人がお互いに助け合って生きているという関係は同じです。異性カップルであれば誰でも認められる結婚が、僕たち同性カップルには認められない理由は何でしょうか。宝物のような関係をどんなに苦労して作っても、同性カップルに結婚が認められないのは、要するに、同性愛者に対する偏見が理由であるとしか考えられません。そういう扱いをされていることは、現実に生きている同性愛者を法制度上は黙殺するという意味で、僕たち同性愛者への攻撃であるとさえ感じます。そうした偏見や攻撃に気づけば、誰だって傷つくでしょう。自分は長い間、自分自

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

身を騙すことで、その偏見や攻撃から身を守る術を身につけてきてしまったのかもしれません。要するに、現実を見ないようにすることで、自分を守ってきたのです。それは、自分は傷ついていないと思わない限り、とても耐えられない苦痛を感じてきた証なのでしょう。(甲A194号証大塚陳述書・10頁)

このように、多くの者が、自然と、ホモフォビアを内在化させ、しかもそれは 次第に強固となり、自身をさらに傷つけていくのである。

# 4 クローゼットを強いられる苦しみ

ホモフォビアを内在化させた者は、自身のセクシュアリティについて沈黙を 迫られる。しかしながら、日常生活のあらゆる場面において、セクシュアリティ を秘匿することが困難な状況は立ち現れる。彼らは、自身のセクシュアリティが 暴かれることのないように、細心の注意を払いながら、薄氷を踏むような思い で、日常生活を送ることを迫られる。

伊藤悟は、大学院を卒業し私立高校の教師として働き始めた 20代後半まで、ゲイであることをひた隠しにしていたが、その頃、ゲイとの出会いを求めてゲイ雑誌の通信欄に投稿するようになった。そこで知り合った男性と手紙や写真をやりとりした後に直接会う約束をしたが、その後何の連絡もないため、思いきって職場を訪ね、雇い主からその男性がバイク事故で亡くなったことを知らされた。その数週間後、自宅や学校に匿名の郵便物や手紙が届くようになり、手紙には「同性愛者であることを学校にばらす」と記載されていた。同性愛者等が自身のセクシュアリティを隠して生きる社会の中では、自分と同じようなセクシュアリティの者と出会おうとすれば、この伊藤のように全く見知らぬ相手との出会いを求めることになるが、そこには多大な危険も伴うことになる(甲A192号証伊藤陳述書・4~5頁)。

私は日常の多くの場面で本来の自分を表現することを控えざるを得ず、息

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

苦しい思いをしています。本来の自分を表現するといっても、特別なことではありません。非当事者にとっては意識さえしないような日常の中に、性的指向にまつわるものがありふれています。職場の食事会などでも、個人の恋愛事情や、配偶者・子どものことなどは、ごく普通に話題に上ります。私にとって、こういった日常会話でも大いにストレスとなり得ます。(甲A 1 5 号 証 4 0 頁)

精神的には、「隠しごとをしている」という気持ちが強くあります。(中略) カミングアウトしていないのは、私の都合で、両親が高齢であることや、大 家族なのできょうだいの配偶者やその親戚にまで話が広がることを考えて のことですが、パートナーは圧迫感を感じているようで、申し訳ないと思っ ています。(中略)

世間の「きっと何か違いがあるに違いない」というまなざしと、「そんなことはない、ごく普通だ」と、あえて言挙げしなければならないことに、苦痛を感じます。同性婚は、かわいそうな境遇に同情されて与えられるものではなく、人間の権利として持っているものであるとわたしは考えていますが、それを正面から主張することで「世間」の反発を招くことを恐れている仲間たちの気持ちも同時に感じています。(甲A15号証 $54\sim55$ 頁)

男女であれば、「結婚」することで性的関係も含めた二人の暮らしに対する家族や友人たちの社会的承認はほぼスムーズに得られるが、成人の同性同士の共同生活は、奇異な目でみられがちだ。そのため二人の関係を「姉妹」だの「従姉妹」だのと嘘をつくことになる。身近な家族や友人、同僚に嘘をつき続けるエネルギーは膨大で、他者への信頼感を根絶やしにする。(中略)

学生時代の友人たちは働きざかりで自分の仕事に忙しい。もちろん、年老いた親にもきょうだいにも話せない。レズビアンの知り合いは何人かいたが、 C以上に信頼できる人はいなかった。酒が弱い自分は、新宿2丁目のような

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

ところに行く気力もない。わたしは39歳だったが、別れのショックで生理が止まり、更年期に入った。自分の感情を外に出せないため、孤立感と鬱状態が長く続いた。自分の半身ともいうべき相手を失った悲嘆を、だれにも共感を持って聴いてもらえない、このことが一番辛かった。これが「公認されない悲嘆」というのだと知ったのは、今から数年前のことである。(甲A191号証沢部陳述書・7~8頁)

自分のセクシュアリティを隠して生きるというのは、自分を守っているようにみえて、実は自分自身を攻撃している状況であるといえます。私自身も、自分のセクシュアリティを周囲に言えなかったころは、自分はおかしいのではないか、これではだめなのではないか、と責め続けていました。(中略)

クローゼットのセクシュアル・マイノリティの人々は、無理やりその「型」 に自分を合わせて生きていますが、それを続けていけば、だんだんとひずみ がでてきて、心が追い詰められていきます。(甲A193号証原陳述書・19 頁)

#### 5 内在化させられたホモフォビアによる健康被害

内在化させられたホモフォビアは、自身を攻撃し、精神の健康を損なうことも しばしばである。前述の自殺総合対策大綱が指摘するセクシュアル・マイノリティのはらむ自殺の危険は、存在を許されないものとの認識を強いられることに より高められてしまう。不安定な精神状態から逃れようと、薬物やアルコール、 あるいは危険な性行為に依存してしまうこともある。

でも、カミングアウトして自死されてることもたくさんあるから。僕はたまたままれてるのかもしれない。(甲A190号証15頁)

社会的疎外の結果、うつ病などのメンタル不調、アルコールや薬物等への 依存症を抱えている人もいる。(甲A190号証19頁)

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

性的マイノリティには、異性愛者のような結婚、出産、子育てといったライフコースがなく、人生をなんのために生きているのか実感しにくい面があるのも確かです。では、人生を何で埋めるのか。ハードな仕事、飲酒、恋愛、過剰なセックス、あるいは薬物…。それらへの嗜癖(アディクト)が代替物となっているのかもしれない。その引き換えに、種々の依存症、うつなどのメンタル疾患、リスキーなセックスの結果としてのHIV感染症、そして自死の多さなどが厳然として存在しています。私にも、そうして早々にこの世を辞していった友人知人が何人かいます。(甲A190号証22~23頁)

セクシュアル・マイノリティが自死に至ってしまう理由は、人によってさまざまですが、根底に通じるものとして、社会からの非承認や否定があります。社会からの非承認や否定ゆえに、ありのままの自分のセクシュアリティを黙して語らず、あるときは隠して生きざるを得ません。しかし、隠して生きることはとても労力が要ります。心の扉を閉ざして、水面下で生きるうちに、風通しが極度に悪くなって空気は淀み、水は濁り、その害が自分に向かっていくのです。(甲A193号証原陳述書・18頁)

## 6 家族にさえもクローゼットにせざるをえない苦しさ

自分のセクシュアリティやパートナーを家族に認めてもらえるかどうかは、個人のアイデンティティに関わる重要な問題である。同性カップルは、異性カップルなら当然のように家族から祝福される場面で、家族の強い拒絶に直面することがしばしばである。そのために、拒絶されることをおそれて家族にだけは打ち明けられないという者も少なくない(甲A15号証41頁)。自分の家族だけでなく、パートナーの家族から受け入れられるかという問題もある(甲A15号証45頁)。

成長し、自分のセクシュアリティに気づいた同性愛者等は、参照すべきロール・モデルがないために混乱すると共に、前述のとおり自分はあってはならない

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

存在だとの負の思いを内在化し、その多くは、最も身近な家族にだけは絶対に知られてはならないと思い悩むこととなる。

家族にも友だちにも先生にも、本当のことは言えない。言ってはいけない。 私は多くのLGBTの人と同じように異性愛者のふりをすることを自然と 覚え、周囲の人に小さな嘘をつき続けながら成長しました。(甲A190号証 129頁)

自分のありのままを母に話すまで、私はとても大事なものを犠牲にしてきました。それは他の何でもない自分自身でした。自分自身に嘘をつき、人生に対しても嘘をつき、苦しくてどうやって生きていったらいいのかさえもわかりませんでした。(甲A 1 5 号証 4 3 頁)

その頃、僕はとある決心をして地元から離れ、仲の良かった幼馴染や学生時代からの大勢の友達とも距離をとって、できるだけ縁遠く生きることに努めました。それは正直、とても苦しいことでしたが、当時は家族に自分のセクシュアリティがばれないようにするための苦肉の策だったのです。

もし親父が、僕が結婚もできず子孫を残せないことを知ればどうなるんだろう……想像しただけでも恐ろしい。そんなこと絶対にあってはならない! そう思い込んでいた僕には、それ以外の選択肢は思いつきませんでした。自分のセクシュアリティを曲げることは無理だった。(甲A190号証63頁)

もしふたりが共同生活を始めた時に、自分たちの関係を両親にカミングアウトしていればどうだったか、とも考えた。今から40年前、同性愛が「異常性愛であり、病気の一種」という偏見がまかり通っていた頃に、いまだに男尊女卑の封建的因習の残る地方の、年老いた両親に理解してもらうのは、リスクが大きすぎるとためらわれた。わたしの旧友は相手の親の猛反対に遭って逃避行を試みたが、警察に捜索願を出され、結局引き離されてしまった。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

(甲A191号証沢部陳述書・9頁)

青年期を迎え、結婚が具体的な問題としてつきつけられてくると、同性愛者等は、親に対して申し訳ない思いとともに、自身のセクシュアリティについて親に打ち明けるべきか否か、思い悩み、新たな苦しみを抱えることになる。

ここでいちばん重くのしかかる悩みが、結婚についてでした。僕は本家の長男。いずれ必ず家庭を持たなければならないのに、どうしよう! 思春期の僕にはかなりのストレスだったと思います。(中略) 今思えば、幼少期からの洗脳に近いものだったのではないかと思います。結婚しなきゃいけないと思い込んでいましたから。(甲A190号証63頁)

#### 7 打ち明けた家族からの拒絶

ようやく親に打ち明けることができたものの、拒絶され、受け容れられない苦 しみを訴える者も多い。パートナーの家族から受け容れてもらえないことも、同 性愛者等を深く傷つける。

26になり結婚したいと思えるパートナーに出会い、初めて同性愛者であることを親に打ち明けました。父はなんとか理解を示そうとはしてくれましたが、母は「もう私の娘ではない」と受け入れられませんでした。(甲A15号証41頁)

両親にはカムアウト済みですが、(中略) 父親が非常に保守的な考え方を持っており、テレビでLGBTが出演している番組を見ていると、「同性愛者は気持ちが悪い。オカマは出てくるな」と言った発言をするため、実家に帰ると息苦しく思うことが多々ある。(甲A15号証42頁)

彼の母親は「親戚には二人の関係を話さないでほしいし、父親にも伝えないでほしい」「二人で楽しく暮らしているのであればそれでよいでしょう。こ

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

ちらの人間関係をかき乱すようなことはしないでほしい」と話していました。 (甲A15号証45頁)

彼女の妹の結婚式があった。私と彼女の妹は仲が良かった。カミングアウト後も理解があり、恋人と喧嘩したときなどは悩みを聞いてくれたし、応援 してくれていた。

しかし、結婚式には呼ばれなかった。

「本当は結婚式に来てほしい。でも、自分の親と相手の親がダメだって。 ごめんなさい」(甲A15号証45~46頁)

私がパートナーとの関係を、親きょうだいに初めて打ち明けたのは、父が亡くなり、その葬儀のために家族全員が集まったときでした。「その人が自分の大切な「伴侶」であることと、父の世話をしてくれて、いろいろとお世話になったから、お礼を言ってほしい、と伝えました。それに対して、母と兄はただ無言で聞いているだけで、私たちの関係を受け入れてはくれませんでした。(甲A193号証原陳述書・12頁)

同性同士での恋愛や同性とカップルになることが「社会に承認されていない」と感じている者は多い。愛し合う人と出会うことができ、パートナーとして生きていこうとしても、周りからおかしな目で見られたり、気持ち悪いと思われたり、嘲笑われたりするのではないかと不安になって、生きづらさを抱えることも少なくない。そのため、家族や友人、職場の人などに、パートナーとの関係をひた隠しにして生活している者が多数存在する。その場合、二人の関係は、孤独で閉じられたものとなり、孤立感や閉塞感に苛まれ、孤立しているだけにDVも生じ兼ねず、ときとしてせっかく築いた関係性が崩壊してしまうことにもつながりかねない。

社会生活を円滑に過ごすために、関係性を表に出せないことも多い。積極

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

男女カップルとお互いを思う気持ちは変わらないのに、同性カップルは結婚式をしたとしても、カミングアウトしている友だち以外からは祝福されない。特に、家族になろうという強い意志があるのにもかかわらず、親が式に参列してくれなかったり、良く思わない発言などをされて、悲しい思いになる。また、兄妹の結婚に対するものとは天と地の差。祖父や祖母には事実を伝えることに抵抗があるため、結婚して安心させてあげることができないのが悔しい。同性婚でも変わらず幸せだという考えをこれから創っていくことができるといい。親族関係や職場に対してごまかしながら生きていくのもかなりのストレスを感じる。大切な相手の存在を隠して生きているということになるし、自分も相手の家族から認められていないと痛感することがある。(甲A15号証51頁)

パートナーが同性、性的少数者というだけで、いちいち気をつかったり、もやもやを抱えたりしなくてはいけません。パートナーが年上なので、「お母様」と呼ばれてしまったこともあり、だけど訂正する言葉も飲み込むしかない。周りが気をつかうのではないかと思い、自分の恋バナもしないようにしないように……と思ってしまう。(甲A15号証55頁)

中には、自身のセクシュアリティを社会から隠蔽するために、性的指向は同性 愛であるのに、同性愛者である異性と「友情結婚」の選択をせざるを得ない者も

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。 いる。

私のまわりにはまだ、親や社会的プレッシャー、子どものことなどを理由に「友情結婚」をしている(しようとしている)LGBT仲間が少なからずいます。同じ理由で友情結婚をしている自身の同性パートナーはまだゲイ男性と友情結婚関係にあり、7年目を迎えます。もし、私たちが子どもを産むことが可能な年代に「フツウ」に同性婚が認められていたならば、ゲイ男性との友情結婚という選択はしなかったと思います。(甲A15号証52頁)

8 同性カップルに注がれる社会の侮蔑的対応や嫌悪の感情

思いきってカミングアウトし、社会の理解を得るための活動を始めたとして も、同性カップルに注がれる社会の偏見や抵抗感には根深いものがある。

原ミナ汰は、1987年(昭和62年)にレズビアン・コミュニティを立ち上げたところ、企画した集まりに参加した者の親から、活動を妨害する投書があったり、主催者に脅迫電話がかかったりすることが頻発したと述べている(甲A193号証原陳述書・15頁)。

伊藤悟は、長年の交際を経て、母親にカミングアウトした上で、その理解を得、1993年(平成5年)、パートナーと共に母との同居生活を開始した。その際、ゲイであることを明らかにしてパートナーとの共著を出版したところ、女性週刊誌から取材を受けた。「絶対に興味本位な見出しをつけたり、からかうような扱いはしません」とのことだったので、取材を受けた。ところが、発売された雑誌では、「爆笑・姑感激 ゲイの花嫁」というあからさまに侮蔑的な見出しがつけられていた(甲A192号証伊藤陳述書・7頁)。

また、同じ頃、民放テレビ局のバラエティ番組の企画で、突然自宅に赤ちゃんの扮装をしたタレントが押しかけ、ゲイカップルには子どもができないので子どもになりたいと言って、いきなり家に入ってきたことがあった。伊藤はテレビ局に抗議したが、なしのつぶてだった。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

さらに、近隣の住民からは、パートナーが外に出るといきなり窓を閉める、パートナーの付添で買い物をしている母親に駆け寄ってきて、「大丈夫。いつか息子さんにいいお嫁さんが来るから」などと言ってくるなどの仕打ちを受けた。

こうした社会の攻撃は、伊藤のパートナーを精神的に追い詰め、同居生活はわずか1年ほどで解消されることとなった(以上、甲A192号証)。

# 9 理解の少ない地域ゆえの悩み

ことに地方では、都市圏と比べ、セクシュアル・マイノリティに対する偏見や抵抗感がより深刻な場合が多く、また地域の関係性が濃密で、匿名化されにくい社会においては、ひた隠しにしている特性が不意をついて露見する危険も高い。そのため、同性愛者等は、自分の特性を知られることのないよう、また自分が攻撃や排除の対象とならないように、慎重に息をひそめて生活することを強いられている。

私の住む長崎県では、同性愛者が日常生活の中で可視化されることはほとんどありません。職場では異性愛者が前提の会話がほとんどですが、ときどき、同性愛者、特に男性同性愛者を偏見により嘲笑する会話を耳にします。そのため、当然、本当の自分自身についてまわりに話をすることは一切なく、それどころか、逆に、異性愛者の幸せそうな家族にまつわる話を聞き、受け入れたはずの自分自身を、いまだに自ら追い詰めてしまいます。

ここは地方山間部なので、常に世間の目を気にしないといけません。 堂々とパートナーといえない場合が多いので、仕方なく「友だち」と紹介

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

します。

5 号証 5 7 頁) 5 やんと、パートナーとして認めてもらえたら、自然なのですが。(甲A 1

私が住んでいるところはいわゆる田舎で、人間関係が密なため、噂が広まりやすいところだと思います。さらに、親戚の家も近所に数軒あるため、私がゲイであるとの噂が一度広がってしまえば、私だけではなく両親まで近所・親戚から偏見の目で見られてしまうのはないか、という不安は常に感じています。(甲A15号証57頁)

いま私が言ったら「家系に傷が」「まわりの人になんて言ったらいいの」と 悲観されること間違いありません。現状、両親は近所付き合いも多く、話す 機会もある中で、母は娘(私)の結婚を聞かれて困っていることでしょう。 都会と地方の違いは、この近所付き合いの深さと、家系の価値観の違いが 大きいです。親戚の数も遙かに違います。このまま生きていくとこの先、結 婚相手がいるのもかかわらず(ママ)、親にお見合い写真を出されることが予想

#### 10 同性愛者等が抱える困難の本質とは

できます。(甲A15号証58頁)

以上見てきたような同性愛者等が抱えている様々な困難は、同性愛者等であることを主たる原因として、本人に否応なく降りかかってきているものである。 次節においては、これがまさに「社会的差別」にほかならないことについて述べる。

## 第4 同性愛者等に対する社会的差別

1 同性愛者等が蒙っている不利益の原因

前節にみたとおり、同性愛者等は、生活の全般において実に様々な不利益を蒙っている。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

それらの不利益は、その本人の個性や人格にかかわりなく、専ら、本人が同性 愛者等であることに基づいて、生じているものである。すなわち、同性愛者等は、 そういう属性=カテゴリーに帰属していることによって、必然的に、そうでない 者であれば蒙ることのない不利益にさらされることとなる。

これはまさしく「社会的差別」である。

いまだにこの社会には、同性愛者に対する社会的差別が、厳然として存在する。

## 2 社会的差別とは

# (1) はじめに

「社会的差別」とは、社会におけるマジョリティ/マイノリティ関係を背景にして生ずる「遠ざけ」(忌避、排除)および/もしくは「見下し」(蔑視、賤視)の意識、態度、表現、行為、そして、その帰結としての社会的格差のある生活実態をいう。差別される側は、なんらかのある属性に対して、それがスティグマをなすものとして意味づけられ、有徴化されることによって、ひとつのカテゴリーとして構成される(甲A198号証「現代社会学事典」)。

スティグマとは、語源的には犯罪者、反逆者などにつけられる烙印を指す言葉である。ここでは偏見や差別の対象となる属性やそれに伴う負のイメージのことを指す。

このように象徴的に負のイメージとして意味づけられたカテゴリーに属するとされた者は、そのことのみを理由として差別の対象となってしまう。国際的にはユダヤ人に対する差別や、特にアメリカ社会において顕著な黒人差別、日本においては、被差別部落や在日コリアンに対する差別の問題を指摘することができる。

これらの差別は個人的な好き嫌いによるものではない。また、その人の個性 や人柄等は一切関係しないものである。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

(2) 被差別当事者とそうでない人との「非対称性」

かかるカテゴリーへの帰属の意味を象徴的に示すのが、このようなカテゴリーに帰属させられた人と、そうでない人との間の「非対称性」である。

たとえば、マジョリティに向けられた「私は被差別部落出身なのですが結婚してくれますか」という言葉は、その場にいる人々に意味をなす言葉として受け取られる。他方、「私は被差別部落出身ではないのですが結婚してくれますか」という発言はマジョリティに対してなされることはない。仮になされたとしても、そのような言葉はマジョリティにとって意味をなすものとしては受け取られない。このような場において、自分の存在が受け容れられるか否かを問うのは常にマイノリティの側であって、マジョリティは受容するか拒絶するかを決める立場にある。このような非対称性が確認できるとき、それは「社会的マイノリティとしてのカテゴリー」であるといえる。

(3) 同性愛者等が「社会的マイノリティとしてのカテゴリー」であること 同性愛者等においても、状況は同様である。異性愛のみが正常とされ、それ 以外の性的指向を異常とする社会においては、同性愛者等であることのみによって差別を受ける危険は、常に一定程度存在する。

現に、本書面第3で具体的に検討したように、同性愛者等は常に大きな心理的負担を抱え、様々な差別を経験している。また、自身が直接差別にさらされたことはなくとも、同性愛者等であることのみをもって、社会からの「遠ざけ」(忌避、排除)や「見下し」(蔑視、賤視)の対象となり得ることを、常に痛切に実感させられている。したがって、直接的な被差別体験はなくとも、社会的な差別の存在は同性愛者等にとっては陰に陽に大きな心理的負担となり続ける。

先の被差別部落出身者についての非対称性をここにあてはめてみると、異性 愛者が、「異性愛者」であることを理由に、忌避、排除され、見下されること

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

は、あり得ない。他方、同性愛者にとっては、「同性愛者」という属性が明らかになることによって、忌避、排除され、あるいは見下される具体的な危険は常に存在し、ときに実際に忌避、排除され、見下されてしまう。ここに、端的に同性愛者等と異性愛者との非対称性があらわれている。

# 3 日本における同性愛者等の存在

2015年(平成27年)7月に全国から455名もの者が、同性婚が認められないのは人権侵害だとして日本弁護士連合会に人権救済申立をした。申立人の要件は、「レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルなど、同性婚が法制化された場合、同性婚をすることを希望する可能性があると考える方」であった。この事実(甲A15号証)は、改めて私たちの社会に同性婚を望んでいる者が数多く存在することを明らかにするものとなった。

また、これまで報じられてきたいくつかの調査報告は、日本においても同性愛者などのセクシュアル・マイノリティの人口に占める割合は相当程度に達すると指摘している。

この社会内には、多数のセクシュアル・マイノリティが確かに存在し、生活しているのである。

#### 4 日本における同性愛者等に対する社会的認識の特徴

日本は、同性愛者に「寛容」な社会であると言われることがある。欧米や一部のイスラム社会などのように、同性間の性行為をソドミー法等により犯罪として処罰するなどの法的規制や、同性愛者の性行為に対する宗教的な弾圧がなく、古くから僧房、武家集団、軍隊などの女性が排除された集団において男性同性愛行為が許容され、森鴎外の『ヰタ・セクスアリス』(ギムナジウムでの少年愛)や加賀乙彦の『帰らざる夏』(陸軍幼年学校における上級生と下級生の親密な関係)など男性同士の恋愛的関係を美しいものとして描いた文学作品などの存在をもって、そのように言われるのである。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

しかし、実際には、日本においては、同性愛者などのセクシュアル・マイノリ ティは、現在でも、あたかも存在しないかのような扱いを受けることが多い。た とえば、日本放送協会(以下、「NHK」という。)は、様々な社会的マイノリテ ィの抱える問題についてレポートする番組を発信しており、セクシュアル・マイ ノリティを取りあげた番組も複数制作している。したがって、いわゆるLGBT フレンドリーな組織であり、職場環境であると思われがちである。しかしなが ら、2019年(令和元年)12月28日に放送された番組においては、多くの 社員が、自社内にセクシュアル・マイノリティが存在するとは認識していないと いう実態が明らかにされた。

番組では、匿名ではあるが、初めてレズビアンであると名乗り出たNHKの職 員が、インタビューに答えて、NHKの中で「うちの会社にはLGBTはいない」 という発言をしばしば耳にすること、そのように(自ら「公共放送」と名乗り、 本来、多様性に関して、より寛容であるべき)「会社の中でさえ(性的マイノリ ティが) ないものとして扱われていたら、もっと大きな世の中に性的マイノリテ ィがいないことになってしまうんじゃないか。その人たちがいないことになっ てしまうんじゃないか」との危惧を抱いている旨を述べた 2。

また、テレビ番組などにおけるセクシュアル・マイノリティに対する差別的な 呼称や表現がしばしば問題として指摘されることからも、この社会が決して同 性愛者に「寛容」でないことは明らかであろう。

さらに、「性自認と法律上の性別が一致している異性愛者」以外の存在は正常 ではない、と、ことさらに言い立てる発言が政治家や議員にも散見される事実3

<sup>3</sup> 記憶に新しいところでは、杉田水脈衆議院議員の寄稿における、「LGBTのカップルのために

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> https://www.nhk.or.jp/d-garage-mov/movie/189-46.html

税金を使うことに賛同が得られるものでしょうか。彼ら彼女らは子供を作らない、つまり『生産 性』がないのです」との記述(「『LGBT』支援の度が過ぎる」2018(平成30)年8月1 8日発行「新潮45」)、また石原慎太郎都知事(当時)の「(同性愛者は)どこか足りない感じが する。遺伝とかのせいでしょ。マイノリティーで気の毒ですよ」との発言(2010(平成2

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

などは、まさにこの国におけるセクシュアル・マイノリティに対する社会的差別 の現在性を明らかにするものである。

他方、日本とは違い、同性愛行為が違法とされ、取締の対象とされる欧米においては、そのことが同性愛者等の存在を際立たせ、可視化させたがために、1969年のストーンウォールの反乱 4に象徴されるように、同性愛者等自身が名乗りを上げて権利獲得運動に立ち上がることが可能になったということができる。対して、同性愛者などのセクシュアル・マイノリティが「いない」ことにされている、すなわち不可視化されている日本においては、セクシュアル・マイノリティであることによる特段の法的規制はない。性自認が法律上の性別と一致しており、性別表現が法律上の性別と一致していれば、マジョリティに所属する者を装って日常を送ることができる。したがって、自ら名乗りをあげない限り、あからさまな差別事象は生じない。

そのために、日本では、特に同性愛者等は、クローゼットであることが顕著である。

実際、2015年(平成27年)に全国139地点において20歳から79歳までの戸籍上の男女を対象に住民基本台帳による層化二段無作為抽出法により行われたアンケート調査では、「なんらかの性的マイノリティが周りにいるか否か」との問いに対し、「いる」と答えた者は1割に満たず、「いない」と答えた者が半数以上に達しており(甲A199号証「性的マイノリティについての意識2015年全国調査報告書」・75~77頁)。セクシュアル・マイノリティの多くがクローゼットの状態にあり、その存在が不可視化されている実態が明らかに

<sup>2)</sup> 年12月7日、都政記者クラブでの発言) など。地方議会議員も含めれば枚挙にいとまがない。

<sup>4</sup> アメリカ・ニューヨーク市にある「ストーンウォール・イン」という、性的マイノリティが集まるバーの客たちが、それまで再三再四にわたり続けられてきた警察による手入れに対して、初めて抵抗を試みたという事件)。一連の大規模な抵抗運動へと発展し、その恒常的な権利獲得運動につながった記念碑的事件

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

なった。同厚生労働科学研費研究は2020年11月に2019年に行った調査の結果を発表しているが、それによれば、同じ質問に対し、「いる」と答えた者は10.1%、「そうかもしれない」が7.7%と増加傾向が認められるが、それでも「いないと思う」の51.1%、「いない」の30.2%に比べれば圧倒的な少数にとどまっている(甲A200号証「性的マイノリティについての意識:2019年(第2回)全国調査)報告会資料スライド14」。

# 第5 偏見・差別の除去には制度変革が必要不可欠であること

1 異質なものに対する寛容性

カ国中121位、G7では最低である。)。

複数の研究によれば、一般に、異質なものに対する寛容性は、異質な他者との接触が多いほど高まる。特に同性愛については、実際に同性愛者の知り合いがいると寛容性が高まる。そして、同性愛者に接触する機会がより多い都市居住者ほど同性愛に対する寛容性は高い。また、居住地の市民社会成熟度が同性愛に対する寛容性に関連していることを論じた研究もあることが指摘されている。そのほか、ジェンダー対称的意識(性別役割分業意識に縛られないジェンダー意識)も同性愛に対する寛容性に関わるとされている(以上甲A201号証、石原「日本における同性愛に対する寛容性の拡大」『相関社会科学』第22号〔2012〕)。しかしながら、日本社会には、これまで見てきた通り、同性愛者などのセクシュアル・マイノリティに対する根強い偏見・差別が今も厳然として存在する。また、旧来的な性別役割分業意識も色濃く残っている(世界経済フォーラムが2019年12月に発表した「ジェンダー・ギャップ指数」では、日本は対象153

2 調査結果にみるセクシュアル・マイノリティに対する寛容性の程度 先にも引用したとおり(第4の4)上記科研費調査における「同性愛者」/「性 別を変えた人」が周りにいるかどうかの質問に対する回答を見ると、「いる」と 答えた人は同性愛者について5.3%、性別を変えた人について1.8%、「い

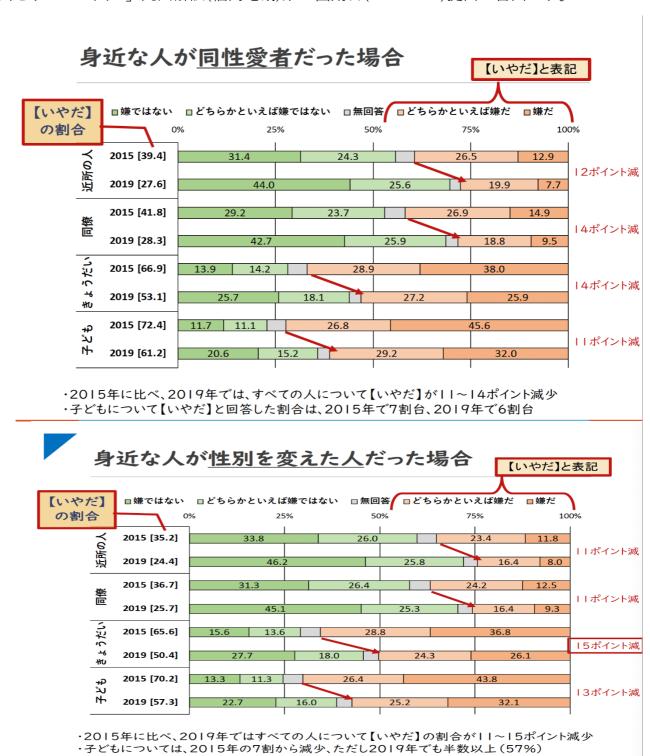
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

ないと思う」及び「いない」と答えた人を併せると、同性愛者について87.8%、性別を変えた人について94.2%である(甲A199号証・72頁・図5-1)。このように、自分の周りにはセクシュアル・マイノリティがいると認識している人はごく少数である。同調査の2019年版ではこの数の増加傾向が認められ、同報告も「同性愛者、性別を変えた人ともに、可視化が進んだ可能性」、「直接接触していないとしても(あるいは接触しているという認識がなくても)必ずしも『いない』のではない、という認識が浸透しつつある可能性』を指摘している(甲A200号証スライド20)

同調査では、「身近な人が性的マイノリティだった場合の嫌悪感」についても調査している。身近な人が同性愛者の場合と、性別を変えた人の場合に分けて質問したところ、「近所の人」や「同僚」では「嫌だ」という割合はさほど高くないが、「きょうだい」や「子ども」となると嫌悪感を示す率が3倍以上になっていた(甲A199号証・97頁)。

もっとも、2019年の調査では、「嫌だ」「どちらかといえば嫌だ」の回答はいずれのグループでも有意な減少傾向を見せている。身近な人が同性愛者だった場合、性別を変えた人だった場合のそれぞれについて2015年調査と2019年調査を対照した表を以下に示す(甲A200号証スライド25、26)。相手が「近所の人」や「同僚」である場合には需要度が高まっている傾向が明らかだが、「きょうだい」や「子ども」になるとその率が顕著に下がっていることは2015年の調査と同様である。2019年でも相手が「きょうだい」や「子ども」の場合には、半数以上が【いやだ】と回答している。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。



第3の7で検討した同性愛者等の語りにおいても、思いきって打ち明けた家族から拒絶された辛い経験を語る者は多い。「親戚には(同性愛者等であることを話さないで欲しい」「親戚や同僚、友人が多数参加する披露宴には同性パートナーを連れてこないでほしい」という家族の反応の背景には、自身も同性愛者等

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

に対する差別の意識を持つと同時に、身内に同性愛者等がいると周りに知られれば、自分もまた「忌避される側」として扱われることへの強い恐れを抱いている事実があるように思われる。

言い換えれば、同性愛者等の家族であることで、家族自身もまた、偏見・差別の対象となるカテゴリーに帰属させられるという認識を、社会の多くの者が共有していると言うことができる。

3 寛容性の低い社会において毀損されるセクシュアル・マイノリティの尊厳 これらの調査からは、日本はいまだに、同性愛者などのセクシュアル・マイノ リティに対する寛容性が高い社会ではないと言わざるを得ない。前述のとおり、近親者が対象になる場合ほど、寛容性は低くなる。それゆえに本書面第3の各項 目で検討したように、同性愛者等の生きづらさはまことに深刻である。まさしく 日本においては、セクシュアル・マイノリティの人格的生存、その個人としての 尊厳は大きく損なわれている状況にある。

そのため、自らが同性愛者であることを公言して生活できる者は限られており、その存在は不可視化されている。かくして、日本においては、日常生活においてセクシュアル・マイノリティをそれと意識して交流する機会を持たない者が大多数である。多くの者は、セクシュアル・マイノリティが社会で生活しているとの認識すら持たず、周りには存在しないと思い込んでいる。このままでは、偏見・差別を除去するために社会の意識を変えることはきわめて困難である。

先の科研費全国調査(甲A199号証)は、後述する渋谷区のパートナーシップ条例が制定された2015年(平成27年)3月に実施されたものである。前述のとおり、この調査は、同性愛者等が周りにいると認識している者は少なく、とりわけ身内にそのような者がいることに対する嫌悪感が高いことを示すものではあるが、他方で、同性どうしの婚姻制度に関する質問では、これと対照的な結果を示している。すなわち、「同性どうしの結婚を法で認めること」について

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

は、1259名の回答者中、「賛成」が14.8%、「やや賛成」が36.4%、「やや反対」が25.3%、「反対」が16.0%、「無回答」が7.5%であった(甲A75号証・152頁)。この調査でも、「賛成」と「やや賛成」を併せると、回答者の半数以上が賛成に傾いている。

この調査が行われたのは、ちょうど渋谷区の条例が大きく報じられ、社会の関心が高まっていた時期であり、その結果は、多くの者が「制度としての同性婚」については好意的な意見を持っていることを明らかにしている。

さらにその2年後、2017年(平成29年)にNHKにより実施された調査「日本人と憲法2017」では、個人面接法により全国18歳以上の国民のうち住民基本台帳から層化無作為2段抽出した4800人(400地点×12人)に個人面接法で行った調査(調査有効数2643人)において、「男性どうし、女性どうしが結婚することを認めるべきだ」という考え方への意見を尋ねたところ、「そう思う」が50.9%、「そうは思わない」が40.7%、「わからない・無回答」が8.4%であった(甲A76号証)。

これらの数値は、パートナーシップ制度などを通じて、同性カップルの存在が 社会的に認容されるべきものであるとの認識が広まることによって、同性婚に 対する社会の受け入れも高まることを示している。

これについては、次項で、渋谷区による条例施行後2年でなされた実態調査の結果を概観する。

### 4 パートナーシップ制度などによる寛容性の高まり

訴状や準備書面でも述べているとおり、2015年(平成27年)3月に渋谷区のパートナーシップ条例が制定されたことを皮切りに、数多くの自治体でパートナーシップ制度が導入され、2021年(令和3年)1月31日時点で74自治体が導入、日本の総人口に対する導入自治体の人口カバー率は3分の1を超え、1516組・3032人が利用するに至っている(2020[令和2]年末時点・甲A164)。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

渋谷区が2017年(平成29年)11月に発表した実態調査報告書(甲A202号証)によれば、証明書の取得が家族にカミングアウトして説明するきっかけになった者(31頁)、取得を機に職場にカミングアウトし団体保険の受取人変更や福利厚生を要求した者(32頁)、会社に対し自治体や国の動きを自分でまとめてレクチャーした者(32頁)、カミングアウトがきっかけになり同僚との人間関係がより良くなったという者(32頁)、「今までずっと嘘をついたりこそこそ隠れたりしたことを行政から認めてもらえるのは自分の中でとても大きなこと」と述べる者(34頁)が認められた。また、パートナーの手術の際、証明書を示すことで何の問題もなく家族として関わることができた(37頁)など、社会の変化についての言及も見られた。同調査は企業の取り組みも対象としており、制度を機に企業の取り組みが進み、従業員に向けても顧客に向けても「LGBT施策」が進展したことが認められたこと、取り組みがメディアに取りあげられ、大きく紹介されたこと、経営層がダイバーシティの大切さを積極的に発信するようになり、「LGBT施策」は同性愛者等でない従業員からも高評価を受けている(39~50頁)との結果が得られている。

原告こうすけは、本件訴訟のために婚姻届を提出し、取材を受けた際、職場にはクローゼットだった。事実上それがカミングアウトとなり、同僚をはじめ周りの者にあたたかく受け容れられたことによって、大きな励ましを得るとともに、周囲の者の同性愛者に対する寛容性は確実に高まった。

### 5 同性婚の法制度化が必要不可欠であること

先にも述べたが、婚姻という社会制度からの排除が、同性愛者等の存在を不可 視化させる大きな要因のひとつになり、同性愛者等に対する偏見・差別を助長し ている。法的効力のないパートナーシップ制度や、本件訴訟提起によるカミング アウトにも、周囲の認識を変え、同性愛に対する寛容性を前進させる一定の効果 は期待できるところだが、先の渋谷区の調査はまた、法的効力がないこと、婚姻 自体が認められていないことによる限界も明らかにしている。こうした自治体

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

の取り組みはもちろん必要だが、偏見・差別を解消するためには十分ではない。

社会の側や同性愛者等の中に内在化している偏見・差別を解消するためには、 社会的差別の原因となっている、同性愛者等とそうでない者との「非対称性」を 解消することが必要である。そのためには、同性婚を認めない社会制度自体を変 え、同性愛者等自身の望むパートナーと結婚することができる制度を構築する ことこそが、必要不可欠なのである。

レズビアンである金由梨は、幼い頃より在日韓国人でもあることによる二重のスティグマのもとにあった。とにかく「普通に」「目立たないように、陰口をたたかれないように」生きるべきだという無言のプレッシャーを受け、性的指向を自覚してからも長らくその事実を秘してきた。18歳になってインターネットの情報を通じてレズビアン・コミュニティの存在を知り、実際に足を運ぶようになった。また、大学を卒業してセクシュアル・マイノリティに理解のある外資系のベンチャー企業に職を得て同僚や友人にカミングアウトして生活するようになった。しかし、父親には長らく打ち明けることができなかった。その後、資格を得るための留学先に同性婚を認めているオランダを選び、そこでアメリカ国籍の伴侶を得、ワシントン州法に基づいて婚姻し、同性カップルの挙児を支援するオランダのシステムの援助を受けて2児を得た。妊娠を機に配偶者の後押しを受けて、父親にカミングアウトした際も、不安は拭えなかった。しかし、同性婚が認められているオランダ社会において、あらゆる場であたりまえの家族として受け入れられる中、「普通に社会の一員として存在し」、「特別扱いはされない」快適さを実感している。

他方、ひとたび日本に戻れば、法律上の配偶者と認められないために、ビザの問題が生じたり、生物学的親ではない配偶者の子に対する法的地位が明確でなかったりすることから、日本で暮らすという選択肢をとることができずにいる(甲195号証)。

この金の語りなどは、国が同性婚を認めることが、同性愛者等に対する社会的

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

差別の解消に効果的であることを端的に示すものである。

最後に、ある者の次の語りを紹介する。

法整備がなされたなら、自分たちの生き方を肯定的にとらえ直すことができ、生活の質も、人生も、これまでと比較にならないほど劇的に好転することでしょう。また、「同性どうしなんて、結婚もできないし、そもそも変わり者扱い」、そういった、当事者の諦め感や人々の認識に対して、法整備が進むことにより可視化が広がり、社会の意識が変化し、成熟していくことを願っています(甲A 1 5 号証 4 9 頁)。

同性愛者等に深く刻印されたスティグマ。

それは、以上に見てきたとおり、同性婚を許さない本件規定の存在が、「同性 愛者等が異常であり、異性愛者に比べて劣った存在である」ことをいわば公認す る機能を果たしており、かかる認識に基づいた社会的差別を、作出・助長させ、 社会に定着させる要因となっているからである。

同性愛者等に対する社会的偏見・差別を根深いものとしている本件規定は、ま さしく原告らの尊厳を毀損するものであって、違憲であるといわざるを得ない。

以上